

目次

第 1 章	助成対象事業等	4
第 1 条	4	
第 2 条	5	
第 3 条	5	
第 4 条	6	
第 5 条	6	
第 2 章	助成金	6
第 6 条	6	
第 7 条	7	
第 8 条	7	
第 9 条	7	
第 10 条	7	
第 11 条	8	
第 12 条	9	
第 13 条	9	
第 3 章	ガバナンス体制等	10
第 14 条	10	
第 15 条	11	
第 4 章	成果評価	11
第 16 条	11	
第 5 章	監督・選定取消し等	12
第 17 条	12	
第 18 条	12	
第 19 条	13	
第 20 条	13	
第 21 条	13	
第 6 章	雑則	13
第 22 条	13	
第 23 条	14	
第 24 条	14	
第 25 条	14	
第 26 条	15	
第 27 条	15	
第 28 条	16	
第 29 条	17	

第 30 条	17
第 31 条	17
第 32 条	17
第 33 条	18
第 34 条	18
第 35 条	18
第 36 条	19
第 37 条	19

資金提供契約

(前 文)

1. 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則は、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に以下（１）から（９）のとおり定められている。

（１）国民への還元

原資が国民の資産であることに鑑み、休眠預金等を預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、休眠預金等に係る資金の活用成果を広く国民一般の利益の増進に資するようにする。

（２）共助

行政が本来行うべき施策（公助）の肩代わりではなく、共助の活動に焦点を当てた支援を行う。

（３）持続可能性

民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間の資金を自ら調達できる環境の整備に資するよう休眠預金等に係る資金を活用し、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みを構築する。

（４）透明性・説明責任

指定活用団体（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）（以下「休眠預金等活用法」という。）第8条に定めるものをいう。）、資金分配団体（休眠預金等活用法第19条第2項第3号ロに定めるものをいう。以下同じ。）及び民間公益活動を行う団体（休眠預金等活用法第19条第2項第3号イに定めるものをいい、以下「実行団体」という。）並びに政府の各主体は、成果を含めたあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表し、説明責任を果たす。

（５）公正性

利益相反の防止等の徹底により、休眠預金等に係る資金の活用を公正に実施する。

（６）多様性

優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は地域や分野等によって多様であることに十分配慮する。

（７）革新性

各法令や公的制度のいわゆる「狭間」に位置している取組、前例のない取組等を対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効果的・効率的に休眠預金等に係る資金を活用し、その成果により広範かつ発展的な展開等を進めることにより、ソーシャル・イノベーションを実現する。

（８）成果最大化

一定のリスクを許容しつつ、社会の諸課題の解決に大きな成果を出すことが見込まれる事業を積極的に支援することにより、本制度全体でみた成果の最大化を図る。

（９）民間主導

本制度の運用にあたっては、指定活用団体を中心に、各関係主体間の連携の下に民間主導で行い、行政の過度な干渉を避け、民間の発意を尊重する。

2. 基本方針によれば、指定活用団体、資金分配団体及び実行団体の各主体の役割は、以下のとおり定められている。

(1) 指定活用団体の担うべき役割

我が国における社会の諸課題を分析し、優先的に解決すべき課題を提示した上で、資金分配団体及び実行団体に対し、最適な資金支援を行い、民間公益活動に係る事業が適正に遂行されるよう、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体を監督すること等。

(2) 資金分配団体に期待される役割

指定活用団体が提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、案件の発掘・形成を積極的に行い、社会の諸課題の効果的・効率的な解決に向け、「包括的な支援プログラム」を企画・設計し、これに基づき、実行団体を公募により選定し、資金支援及び非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供する。また、民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるよう、実行団体に対する必要かつ適切な監督を行うこと等。

(3) 実行団体の役割

行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。また、成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進すること等。

3. [資金分配団体の名称]（以下「甲」という。）は、実行団体との対等なパートナーシップのもとその役割を果たす考えである。

4. 資金提供契約（以下「本契約」という。）は、[実行団体の名称]（以下「乙」という。）が自ら企画及び設計した民間公益活動に関する計画に基づいて実施する事業に対して甲が助成するに当たり、公正かつ効率的に休眠預金等交付金（休眠預金等活用法第 8 条に定めるものをいう。以下同じ。）に係る資金が活用され、資金分配団体及び実行団体の事業が適正に実施されることを目的として、甲、乙並びに乙の代表者及び甲が指定した乙の構成員の間で締結するものである。

第 1 章 助成対象事業等

（助成対象事業）

第 1 条

甲は、甲乙間の協議を踏まえて甲が確定した、民間公益活動に関する計画に基づいて実施する別紙 1（事業計画書）（以下「本事業計画」という。）に定める乙の事業（以下「本事業」という。）に対し助成を行う。本助成金（第 6 条第 2 項で定義される。）及び、乙が自ら確保する自己資金その他の本事業を実施するために必要な資金を合わせた事業規模（以下「本総

事業費」という。)、助成金限度額、助成期間及び事業年度等は、別紙 2 (助成対象事業の概要) に定めるとおりとする。

(事業の適正な実施)

第 2 条

1. 乙は、休眠預金等活用法その他の適用のある法令のほか、基本方針、休眠預金等交付金活用推進基本計画及び実行団体として選定を受けた際に付された条件（これらを総称して以下「関連法規等」という。）を遵守し、善良なる管理者の注意をもって本事業等（本契約に定める義務の履行を含む。以下同じ。）を適正に実施しなければならない。
2. 乙は、本事業の実施にあたってコンソーシアムを組成する場合には、当該コンソーシアムの構成団体との間で、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）が別途定めるコンソーシアム協定書の雛形において指定する事項を含むコンソーシアム協定書を締結するものとし、自らが当該コンソーシアムの代表者とならなければならない。
3. 本事業の実施に伴い必要となる各種計画及び進捗等の報告については、JANPIA が指定する休眠預金助成システムへの入力及び登録を通じて行うことを原則とし、当該報告内容について、甲及び JANPIA は広く一般に公開できるものとする。

(進捗管理)

第 3 条

1. 甲は、現地調査その他の甲が適当と認める方法により、本事業の進捗状況及びその成果を確認するか、又は乙にこれらの報告を求めることとし、乙は、これに協力するものとする。また、甲は、本事業の進捗状況及び成果を踏まえて、乙に対して必要な協力、支援及び助言等を行うことができるものとする。
2. 甲及び乙は、甲が本事業の進捗状況を把握するため、対面形式（インターネットを通じた遠隔会議、テレビ会議システムその他出席者の音声が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みによる開催方法を含む。）により、毎月 1 回以上程度協議を行うものとする。
3. 乙は、甲が JANPIA との緊密な連携のもと第 2 項の協議を行うこと及び当該協議の内容を JANPIA と共有することを承諾し、これに協力するものとする。
4. 乙は、甲に対して、乙が実行団体に選定された時期にかかわらず、各事業年度の 3 月末日及び 9 月末日から過去 6 か月間に実施した本事業の内容並びにその進捗状況及びその成果について、甲が別途指定する時期（各月末日から 2 週間以内の日を目途とする。）に休眠預金助成システムにより報告を行うものとする。
5. 乙は、甲に対して、各事業年度が終了するごとに、甲が別途指定する時期（各事業年度末日から 2 週間以内の日を目途とする。）に、事業及び収支について休眠預金助成システムにより報告を行うものとする。
6. 前二項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により、前二項に定める時期又は期限までに報告を行うことが困難である場合、乙は、甲乙間の協議を踏まえて甲の定める時期までに報

告を行うものとする。

(第三者への委託)

第4条

乙は、自らの責任において本事業を実施するものとし、本事業の一部を第三者へ委託する場合は、本事業計画又は資金計画書（第6条第1項で定義される。以下同じ。）において明示された場合を除き、甲の指定する方法により事前の承諾を得ることとする。

(事業計画等)

第5条

1. 乙は、甲に対して、甲の指定する期日までに、当該時点における民間公益事業の進捗状況を踏まえた当該事業年度における精算見込みを記載した書面及び翌事業年度の資金計画書を提出しなければならない。
2. 乙は、本事業の進捗状況及び評価結果を踏まえ、甲及び JANPIA の事前の確認を得て、本事業計画又は資金計画書の内容を変更することができる。

第2章 助成金

(助成金)

第6条

1. 各事業年度における本総事業費の額、甲が乙に対して交付する各事業年度における助成金の額、甲が乙に対して交付する助成金の支出予定その他の詳細は、甲乙の協議を踏まえて甲が確定した、別紙3の資金計画書（前条の規定に基づいて修正を行った場合には修正後のものを指す。以下「資金計画書」という。）のとおりとする。
2. 甲及び乙は、資金計画書に基づいて甲から乙に交付される助成金（以下「本助成金」という。）の乙による支出について、各事業年度が終了すると及び本事業完了日（第18条第1項に定義される。以下同じ。）到来後速やかに、JANPIA が別途策定し、JANPIA の Web サイト上で公表される「積算の手引き・精算の手引き」（以下「積算の手引き・精算の手引き」という。）に定める手続に従って、助成の対象となる額の確定（助成の対象となることが確定した支出の額を以下「確定助成額」という。）及び本助成金から確定助成額を控除した残額の処理（以下「精算手続」という。）を行うものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、2020 年度に係る、助成の対象となる額の確定の手続及び精算手続（これらを総称して以下「精算手続等」という。）は、同年度の終了時には行わないものとし、2021 年度に係る精算手続等と併せて行うものとする。なお、本事業完了日が 2021 年度の末日よりも前に到来する場合には、当該本事業完了日到来後速やかに精算手続等を行うものとする。
4. 乙は、本事業を実施するにあたって、本総事業費を本事業の実施のためにのみ使用するもの

とし、本事業の実施以外の目的で本助成金を使用してはならないものとする。

(助成の対象)

第7条

1. 乙は、次の各号に掲げる資金又は経費で甲が経済合理性があると認めたものに限り、本助成金を充当することができる。
 - (1) 本事業を実施するために直接必要な経費
 - (2) 本事業を実施するために間接的に必要な経費（以下「管理的経費」といい、次条の規定に従うものとする。）
 - (3) 乙による、本事業に関する社会的インパクト評価（基本方針第6 1 (1) (26 頁、38 頁) に定めるものをいう。）等に係る調査、検証及び評価等の実施に必要な経費（以下「評価関連経費」といい、第9条の規定に従うものとする。）
2. 乙は、前項各号に掲げる経費に人件費が含まれる場合、当該人件費の水準その他甲が指定する事項を、乙の Web サイト上等で広く一般に公開するものとする。

(管理的経費)

第8条

乙は、乙の役職員（乙の代表者及び構成員を含む。以下同じ。）の人件費、設備備品費等に係る経費及び事務所の家賃等の一般的な経費で、本事業を実施するために費やした部分を特定することが困難なもの並びに本事業を実施するための調査費（第26条第2項の規定により乙が負担した経費を含むが、評価関連経費の対象経費は除く。）その他の本事業を実施するために必要な経費を管理的経費として、本助成金の充当の対象とすることができる。ただし、資金計画書に記載されているものに限る。

(評価関連経費)

第9条

乙は、資金計画書に基づき、評価関連経費に相当する額を含むものとして甲から助成金の交付を受けた場合、資金計画書に定める評価関連経費を上限に、評価関連経費を本助成金の充当の対象とすることができる。

(助成金の交付)

第10条

1. 甲は、JANPIA から甲に対して助成金の交付があったことを条件として、乙に対して、資金計画書に基づき助成金を交付するものとする。
2. 初回（2020 年度及び 2021 年度上期）の助成金は、本契約締結後遅滞なく交付するものとする。ただし、初回の助成金の交付から 2021 年 9 月までの期間が 3 か月未満の場合は、2021 年度下期分の助成金を追加して交付するものとする。
3. 2 回目（2021 年度下期）の助成金は、第3条第4項に定める本事業の進捗状況及びその成

果に関する報告並びに本総事業費の執行状況を踏まえた上で、2021 年 10 月に交付するものとする。

4. 3 回目（2022 年度）以降の助成金は、原則として、4 月と 7 月と 10 月に分割して交付するものとする。

4 月は資金計画書記載の当該年度助成金交付予定額の 25%（千円未満切り捨て）を交付し、7 月は第 3 条第 4 項に定める本事業の進捗状況及びその成果に関する報告並びに直近の精算手続の結果又は本総事業費の執行状況を踏まえた上で、資金計画書記載の当該年度助成金交付予定額の 25%（千円未満切り捨て）を交付し、10 月は第 3 条第 4 項に定める本事業の進捗状況及びその成果に関する報告並びに本総事業費の執行状況を踏まえた上で、資金計画書記載の当該年度助成金交付予定額の残金を交付するものとする。

5. 甲は、助成金を指定口座（次条第 2 項に定義される。）に振り込む方法により交付するものとし、乙は、助成金の交付を受けた後、速やかに、甲に対し、別途甲が定める様式の受領書を交付するものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

（会計）

第 11 条

1. 乙は、本事業とそれ以外の事業とを区分して経理を行い、本事業に係る会計帳簿を作成して、本事業の収支状況等を適時かつ正確に記録しなければならない、助成期間中及び本事業完了日の属する事業年度の終了後 5 年間、これを乙の本店又は主たる事務所に備え付けるものとする。
2. 甲は、乙が本総事業費の管理を行うための金融機関口座（甲が事前に承諾した場合を除き、乙が新たに開設する金融機関口座（決済用預金口座）に限る。）を指定するものとし（甲の指定した金融機関口座を以下「指定口座」という。）、乙は、指定口座において本総事業費以外の金銭の管理を行ってはならず、また、指定口座以外の金融機関口座において本総事業費の管理を行ってはならないものとする。なお、乙が本事業の実施により得た利益は、本事業実施のための自己資金に充当して、指定口座で管理するものとする。
3. 乙は、指定口座における日本円での預金を除くほか、本総事業費を運用してはならない。
4. 乙は、やむを得ない事由があると甲が認めた場合を除き、指定口座から現金の出金を行わないものとし、原則として、指定口座からの支出は振込みによって行うものとする。
5. 乙は、前項の規定に基づいて指定口座から現金の出金を行う場合には、指定口座から出金した現金の額、出金の日時及び目的その他甲が出金の内容を把握するために必要な事項を、現金出納帳その他の書類に記録するものとする。
6. 乙は、甲に対し、甲が別途定める頻度及び方法により、指定口座の預金残高その他の指定口座に関する情報並びに指定口座からの出金及び振込みに関する情報を提供又は報告するものとし、甲又は JANPIA がこれらを ICT を活用したシステムを通じて行うことを乙に要請した場合には、これに必要な協力を行うものとする。
7. 乙は、本総事業費の使用について、内部監査又は外部監査の実施等により、効率性の観点から適時かつ適切に精査し、その使用状況その他甲が JANPIA との間で締結した資金提供契約

第 12 条第 7 項に基づき公開している事項と同様の事項を、休眠預金助成システム上で広く一般に公開するものとする。

(科目間流用)

第 12 条

乙は、資金計画書において第 7 条各号ごとの経費の各科目の内訳が特定されている場合であっても、乙の裁量により、各経費の範囲内に限り、第 8 条及び第 9 条並びに積算の手引き・精算の手引きに従って、それぞれの経費の流用元科目の最大 20%を異なる科目に充当することができる。ただし、人件費への流用及び第 7 条各号ごとの経費の流用元科目の 20%を超える流用を行う場合については甲が承認した場合に限る。

(本助成金の返還)

第 13 条

1. 乙は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、甲が別途定める合理的な期限（以下「本期限」という。）までに、当該各号の規定に従って、本助成金の全部又は一部を甲に返還するものとする。
 - (1) 乙が、本事業の実施の中止又は本助成金の返還を希望したことにより、甲が本事業に対する助成金の交付の決定を取り消した場合
本助成金の全部
 - (2) 第 20 条の規定により、乙が実行団体としての選定を取り消され、又は本事業の全部若しくは一部の実施が停止された場合
本助成金の全部又はその実施を停止された本事業に係る部分
 - (3) 本契約が解除された場合
本助成金の全部
 - (4) 乙において不正行為等（第 15 条第 1 項に定義される。以下同じ。）があったとき
本助成金の全部
2. 乙は、前項第 2 号又は第 4 号の事由に該当する場合、甲に対して、同号の規定に基づく本助成金の全部の返還に加え、次の各号の規定に従って、甲が本期限とは別途に指定する期限までに加算金及び延滞金を支払うものとする。ただし、甲は、やむを得ない事情があると認めたときは、その裁量により、乙の加算金又は延滞金の支払義務の全部又は一部を免除することができるものとする。
 - (1) 返還が必要となる本助成金の交付を受けた日からその返還が完了した日までの日数に応じ、返還が必要となる当該本助成金の額を基準として、年 10.95%の割合で計算した加算金
 - (2) 本期限の翌日から前項の規定に基づく本助成金の返還が完了した日までの日数に応じ、返還が未了の本助成金の額を基準として、年 10.95%の割合で計算した延滞金
3. 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
4. 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲に対して返還又は支払いの義務を負う本助成金又

は加算金若しくは延滞金をそれぞれの期限までに返還し、又は支払わなかった場合において、甲が相当の期間を定めて請求したときは、乙は、当該期間内に遅滞なく甲が適当と認める担保を提供し、又は連帯保証人を立てるものとする。

第3章 ガバナンス体制等

(ガバナンス・コンプライアンス体制等の整備)

第14条

1. 乙は、不正行為等、利益相反その他組織運営上のリスクを管理するため、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備として、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 業務の公正かつ適正な実施（本事業の実施を含むが、これに限られない。）のために、乙のガバナンス・コンプライアンス体制の整備及び強化に関する施策の検討、実施等を行う責任者を設置すること
 - (2) 業務上の意思決定機関又は監督機関の運営に関する規則、倫理に関する規程、役員等の報酬に関する規程、情報公開に関する規程その他一般的に組織の運営を公正かつ適正に行うために必要な諸規程として甲が指定するものを備えること。なお、乙が本契約締結までに整備できなかった規程については、甲による必要な協力、支援、助言等を得て、助成期間中に備えること。
 - (3) 乙の意思決定等における特定の団体・企業等からの影響の排除、および乙の事業実施により特定の団体・企業の営利に資することのないように留意するなど、団体としての独立性・公正性を確保するよう努めること
 - (4) 第2号に定める規程のほか、不正行為等（次条第1項に定義される。）及び利益相反行為防止のために必要な規程（次条に規定する措置を講ずることを含む内容のものでなければならない。）を備えること
2. 乙は、本事業を公正かつ適確に実施することができるよう、適切な意思決定を行うための体制を備えるものとする。
3. 乙は、第1項第2号及び第4号に定めるガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程を、乙のWebサイト上等で広く一般に公開するものとし、変更があった場合は甲に遅滞なく報告するものとする。
4. 乙は、消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日）（その後に改定があった場合には改定後のものを指す。）を踏まえ、内部通報制度を整備し運用することに努めるものとする。
5. 乙は、JANPIAが設置する内部通報制度の存在、利用方法等について乙の役職員に周知するとともに、当該内部通報制度を利用した乙の役職員の保護のために必要な規程を備えるものとする。

(不正行為等への対応)

第 15 条

1. 乙は、本総事業費の本事業の実施以外の目的での使用、乙の役職員による本総事業費の私的な使用その他本総事業費の不正使用、違法行為、その他これらに準ずる不正な行為（本事業に関するものに限られない。これらを総称して以下「不正行為等」という。）の存在が疑われる事実を、前条第 4 項に基づき整備・運用する内部通報制度等により認識した場合、直ちに、その旨を甲に通知し、かつ、当該不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとする。
2. 乙は、不正行為等の存在が合理的に認められた場合、当該不正行為等が発生した原因を究明した上で、関係者に対する処分、再発防止策の策定等の措置を講ずるものとし、当該不正行為等及び当該措置の内容について、甲に対して報告するとともに、公表等の必要な措置を講ずるものとする。加えて、乙は、当該不正行為等の関係者について、刑事告発等の必要な措置を講ずるものとする。
3. 乙は、乙又は乙の役職員による不正行為等について、甲がその概要等を JANPIA に報告すること並びに甲又は JANPIA が自らの Web サイト上等で広く一般に公表すること及び当該不正行為等の関係者について、刑事告発等の必要な措置を講ずることを承諾し、これらに協力するものとする。

第 4 章 成果評価

(成果評価)

第 16 条

1. 乙は、甲乙の協議を踏まえて甲が確定した評価スケジュール、評価実施体制、評価表の設定等を定めた事前評価、中間評価及び事後評価の実施に係る別紙 4（評価計画書）（以下「評価計画書」という。）に基づき、本事業の評価を行うものとする。
2. 甲は、本事業の評価結果、進捗状況等を踏まえて評価計画書の変更を行う必要があると認めた場合、乙に対して、評価計画書の変更を行うことを求めることができ、乙はこれに応じるものとする。乙は、評価計画書の変更後、速やかに変更後の評価計画書を甲に提出するものとする。
3. 甲は、本事業について、JANPIA が策定し、JANPIA の Web サイト上で公表される「評価指針」（以下「評価指針」という。）に従い、追跡評価の対象とすることを決定した場合、乙に対して、評価計画書に追跡評価の実施に必要な事項の記載を加えることを求めるものとする。乙は、係る甲の求めに応じるものとする。
4. 乙は、関連法規等、評価指針及び評価計画書に基づき、総合的な自己評価を実施し、その結果をまとめた報告書を作成して甲に提出し、併せて、当該自己評価の結果その他の甲又は JANPIA の指定する事項を、休眠預金助成システム上で広く一般に公表するものとする。
5. 甲は、本事業について、評価指針に従い、第三者評価又は外部評価の対象とすべきと判断し

た場合、JANPIA と乙の三者で協議し、第三者評価又は外部評価の実施について決定するものとする。その際、本事業が革新的な民間公益活動に該当する場合は、本事業について第三者評価又は外部評価の対象とする。

第 5 章 監督・選定取消し等

(監督)

第 17 条

1. 甲は、乙による本総事業費の公正な活用及び本事業の公正かつ適確な実施を確保するとともに、必要なガバナンス・コンプライアンス体制等の整備等の本契約に定める乙の義務の履行を担保する目的で、乙に対して次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとし、乙は、これに応じるものとする。
 - (1) 本事業に係る乙の財産の状況に関する報告又は会計帳簿その他の書類、データ及び物品を甲又は甲が指定する第三者に提出させること
 - (2) 甲の職員又は甲が指定する第三者をして、乙の営業所、事務所その他乙の使用する施設に立ち入らせ、本事業に係る乙の財産の状況に関し質問させ、又は会計帳簿その他の本事業に係る書類、データ及び物品を検査させること
 - (3) その他本項柱書の目的を達成するために合理的に必要な措置
2. 不正等の内容が重大であり迅速な対応が求められる場合、JANPIA は甲と協議の上、乙に対して前項各号に掲げる措置を講じることができる。

(事業の完了報告)

第 18 条

1. 乙は、甲が定める様式の事業完了報告書について、甲が別途指定する時期（本事業として実施すべき事項（本事業計画に記載される。）が全て終了した日又は助成期間の終了日のいずれか早い日（以下「本事業完了日」という。）から 2 週間以内を目途とする。）に、休眠預金助成システムにより、提出しなければならない。
2. 乙は、助成期間中及び本事業完了日の属する事業年度の終了後 5 年間、会計帳簿その他本事業に係る書類、データを保管しなければならない。
3. 甲又は JANPIA は、本事業に関する事後的な検証（本事業が適正に実施されたことの検証及び第 16 条第 4 項に基づき提出された報告書の検証を含むが、これに限られない。）を行うため、本事業完了日の属する事業年度の終了後 5 年間、乙に対して前条第 1 項に基づいて甲が行うことができる措置と同様の措置を講ずることができるものとし、乙は、これに応じるものとする。
4. 甲は、第 1 項の規定に基づいて事業完了報告書の提出を受けた場合、本事業について監査を行い、必要に応じて外部の専門家による第三者監査を行う。
5. 第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により、第 1 項に定める期限までに事業完

了報告書を提出することが困難である場合、乙は、甲乙間の協議を踏まえて甲の定める時期までに事業完了報告書を提出するものとする。

(情報開示)

第 19 条

乙は、関連法規等又は本契約により公表を行うこととされている事項について、適時に適切な公表を行うものとする。

(選定の取消し・本事業の停止)

第 20 条

1. 甲は、乙が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、実行団体としての選定を取り消し、又は期間を定めて本事業の全部若しくは一部の停止を求めることができる。
 - (1) 乙による本事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき
 - (2) 不正行為等があったとき
 - (3) 関連法規等に基づく措置、処分等又は本契約に違反したとき
 - (4) 前各号に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合その他休眠預金等交付金に係る資金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき
2. 乙は、前項の規定に基づき本事業の全部又は一部の停止を求められた場合、これに応じなければならない。

(再選定の制限)

第 21 条

甲は、前条の規定に基づいて乙が実行団体としての選定を取り消された場合、当該取消の日から 3 年を経過するまでは、乙を実行団体として選定しないものとする。

第 6 章 雑則

(財産の処分の制限)

第 22 条

1. 乙は、本事業を実施するにあたって、本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（本事業の実施により得た利益を含み、以下「本財産」という。）を、助成期間中及び本事業完了日の属する事業年度の終了後 5 年間（法人税法に定める減価償却資産の耐用年数が 5 年以内のものについては、その耐用期間に相当する期間とする。）は、本事業の実施のためにのみ使用するものとし、甲の事前の書面による承諾なく、本事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分（以下「処分等」という。）を行わないものとする。

2. 甲は、乙が、本財産の処分等により金銭その他の利益を得た場合、その全部又は一部の返還を求めることができ、乙はこれに応じるものとする。

(シンボルマークの活用)

第 23 条

1. 乙は、本事業を実施するにあたり、休眠預金等交付金に係る資金を活用して実施する事業であることを示すため、JANPIA が指定するシンボルマーク（以下「本シンボルマーク」という。）を表示する。
2. 乙は、本シンボルマークの使用にあたっては、JANPIA が策定し、JANPIA の Web サイト上で公表するシンボルマーク利用の手引きに従うものとする。なお、当該規程に定めのない事項については、甲と乙との間で協議の上、決定するものとする。

(情報公開)

第 24 条

1. 甲は、乙と協議の上、乙に対する助成の事実、乙から受領した本事業に関する一切の計画、報告その他の情報について、それらの全部若しくは一部又はそれらの要旨を、助成期間中であるか否かを問わず、甲の事業報告書、Web サイトその他の媒体により広く一般に公開することができる。ただし、休眠預金助成システムに登録された情報は、第 2 条第 3 項に基づき公開できるものとする。
2. 甲は、第 20 条の規定により、乙が実行団体としての選定を取り消され、又は本事業の全部若しくは一部の実施が停止された場合における当該事実及びこれに関連する甲の対応については乙に通知の上、甲の Web サイトその他の媒体により広く一般に公開することができる。
3. 甲は、前二項に基づく公開を行うにあたり、乙その他第三者の知的財産権その他の正当な権利又は利益を侵害することがないように配慮するものとする。

(通知)

第 25 条

1. 乙は、第 1 号及び第 2 号に掲げる事由のいずれかが生じる場合又はその可能性がある乙において合理的に思料される場合には、事前に、第 3 号に掲げる事由が生じた場合には直ちに、甲に対して書面によりその旨を通知するものとする。
 - (1) 名称、主たる事務所又は次項に定める連絡先の変更
 - (2) 重要な事業の全部若しくは重要な一部の譲渡
 - (3) 重大な法令違反その他甲又は乙の社会的な信用に重大な影響を及ぼす事象の発生
2. 甲又は乙は、相手方に対して、本契約に定める通知、承諾その他一切の連絡を行う場合、以下の宛先に対して行うものとする。

甲

所在地 :

宛先 :

乙

所在地 :

宛先 :

(経費負担)

第 26 条

1. 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の経費は、甲及び乙が各自負担するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、本契約に基づく甲の乙に対する権限の行使に関し、乙の責に帰すべき事由により発生した経費の全部又は一部の負担を、乙に求めることができる。

(秘密保持)

第 27 条

1. 本契約において秘密情報とは、甲、乙又は JANPIA（秘密情報を受領した者を以下「受領当事者」という。）が相手当事者又は第三者（秘密情報を開示した者を以下「開示当事者」という。）から、本事業等の実施に関して、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示を受けた一切の情報（第三者の個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定される個人情報をいう。）を含むが、これに限られない。）のうち、開示当事者が秘密保持の対象となる情報であることを明示したものという。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するものについては、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示された時点において、既に公知の事実であった情報
 - (2) 開示された時点において、受領当事者が既に了知していた情報
 - (3) 開示された後に、受領当事者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 受領当事者が秘密保持義務を負うことなく、開示当事者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 開示された後、受領当事者が秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
2. 受領当事者は、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、本事業の実施に必要な範囲のみにおいて、自己の役員及び職員（受領当事者が乙の場合には、乙の役職員）並びに弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーであって、秘密情報を知る必要のある者に対して、秘密情報を開示することができるものとする。

4. 受領当事者は、前項の規定に基づき秘密情報の開示を受ける第三者が法律上守秘義務を負う者でないときは、本契約に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課して、その義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者においてその義務の違反があった場合には、受領当事者による義務の違反として、開示当事者に対して直接責任を負うものとする。
5. 第2項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令又は裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他乙を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則若しくは命令に従い必要な範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができる。ただし、受領当事者は、係る公表又は開示を行った場合には、その旨を遅滞なく開示当事者に対して通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第28条

1. 乙は、自ら並びに自らの役員、自らの経営に実質的に関与している者及び職員（疑義を避けるために付言すると、乙の代表者及び構成員を含む。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（これらを総称して以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと及び次の各号に掲げるもののいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙は、甲に対して、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本事業に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 乙は、前二項の規定に違反する事項が判明した場合には、直ちに甲に対して書面で通知するものとする。
4. 甲又は JANPIA は、反社会的勢力に本助成金を使用されることを防止するための措置（警察庁への照会を含むが、これに限られない。）を講ずるため、乙に対して、乙の役職員に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとし、乙はこれに応じるものと

する。

5. 甲は、乙が前四項の規定に違反した場合には、直ちに本契約を解除し、かつ、これにより甲が被った損害の賠償を請求することができる。この場合、甲は、当該解除により、乙が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わない。

(契約の解除)

第 29 条

1. 甲は、乙が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に係る重要な事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等により、乙の財産、信用若しくは事業に重大な変化が生じたとき又は甲に対する債務の履行が困難であると認めるに足りる相当の理由（乙の代表者又は本契約の当事者である乙の構成員の財産に対する差押えの申立て、乙の代表者又は本契約の当事者である乙の構成員に対する破産手続開始の申立て等があったときを含むが、これに限らない。）があると甲が判断したとき
 - (2) 本契約（前条を除く。）の違反があり、その是正を催告したにもかかわらず、是正がなされないとき
 - (3) その他前各号に準ずる事由が生じたとき
2. 前項の規定に基づく甲による解除権の行使は、甲による乙に対する損害賠償の請求を妨げないものとし、また、甲は、解除権の行使により乙に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。
3. 乙が第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、乙は、本契約に基づいて甲に対して負担する一切の債務（第 13 条第 1 項及び第 2 項の債務を除く。）につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに履行しなければならないものとする。

(損害賠償)

第 30 条

甲及び乙は、本契約に違反した場合、これにより相手方が被った損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の有効期間)

第 31 条

本契約の有効期間は、本契約締結日から、助成期間の終了日までとする。ただし、次条に従うことを条件とする。

(契約終了後の効力)

第 32 条

本契約が終了（その原因を問わないものとする。）した後においても、第 2 条、第 3 条第 6 項、第 6 条 2 項、第 7 条から第 9 条までの規定、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第

16 条（第 1 項及び第 2 項を除く。）、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条第 2 項、第 26 条、第 27 条、第 28 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 29 条第 2 項及び第 3 項、第 30 条、本条、次条から第 35 条までの規定、第 35 条の 2 第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 36 条並びに第 37 条は有効に存続するものとする。

（完全合意）

第 33 条

本契約は、甲乙間の完全かつ唯一の合意を構成するものであり、口頭、書面その他いかなる方法によるかを問わず、本契約に関して甲乙間で従前又は同時に行われた一切の交渉、合意及び契約に優先する。

（地位の移転、譲渡の禁止）

第 34 条

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位並びに本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保設定その他の処分をしてはならない。

（第三者のためにする契約）

第 35 条

甲及び乙は、本契約において、乙に対する権限の行使その他の JANPIA の行為に係る乙の義務に関して、JANPIA が民法上の第三者のためにする契約の受益者の地位にあることが意図されており、JANPIA が本契約の当事者であるのと同様に乙に対して係る義務の履行を求めることができる権利を有することを確認する。

（乙の代表者及び構成員等）

第 35 条の 2

1. 乙は、本契約又は第 5 項の覚書（これらを総称して以下「本契約等」という。）の締結日において、乙の代表者又は構成員として本契約等に署名又は記名押印した者（以下「本契約等署名又は記名押印者」という。）が、それぞれ、本契約等の締結日における乙の代表者又は構成員であることを表明し、かつ、保証する。
2. 甲は、乙が、前項の表明及び保証に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。この場合、第 29 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。
3. 乙の代表者及び本契約の当事者である乙の構成員（本契約等署名又は記名押印者が、その署名又は記名押印時において、乙の代表者又は構成員でない場合には、当該本契約等署名又は記名押印者を含む。）は、それぞれ、乙をして、本契約において乙が負う一切の義務を履行させるものとし、第 13 条、第 22 条 2 項、第 26 条、第 27 条第 4 項、第 28 条第 5 項、第 29 条第 2 項及び第 3 項並びに第 30 条の乙の債務については、その全額について、甲に対して他の者と連帯して債務を負い、その者が乙に対して出資した財産等の額を超えて責任を負

うものとする。

4. 乙は、甲の指示する方法により、本契約締結後、速やかに、甲に対し、乙の代表者及び構成員の一覧表を、当該一覧表に記載のそれぞれの者が乙の代表者又は構成員であることを証する資料及び当該一覧表に記載のそれぞれの者の身分証明書の写しとともに提出するものとする。その後、乙の代表者又は構成員に変動が生じた場合にも同様とする。
5. 乙は、乙の代表者又は構成員に変動が生じた場合には、当該変動後の乙の代表者及び甲が指定する乙の構成員全員をして、甲との間で、別紙 5（本契約当事者変動の覚書）の形式の覚書を締結せしめるものとする。第 2 項の規定は、当該変動後の乙の代表者又は甲が指定する乙の構成員がかかる覚書の締結を拒否した場合に準用する。

（準拠法・合意管轄）

第 36 条

1. 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に基づき解釈されるものとする。
2. 甲乙間で生じる本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の解決）

第 37 条

本契約に定めのない事項については、休眠預金等活用法その他適用のある法令、基本方針、休眠預金等交付金活用推進基本計画、甲の当該事業年度の事業計画書、甲が JANPIA との間で締結した資金提供契約第 17 条第 3 項に基づき定めた公募要領、積算の手引き・精算の手引き及び評価指針の各規定（本契約の締結日以降に変更された後の内容を含む。）に従うものとし、本契約及びこれらの規定に定めのない事項又は解釈に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

以上、本契約成立の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙は、各々署名又は記名押印の上各 1 通を保有する。

2021 年●月●日

甲：

[所在地]

[法人名]

[役職・代表者氏名]

印

乙：

[所在地]

[法人名]

[役職・代表者氏名]

印

乙の構成員：

[構成員氏名]

印

[構成員氏名]

印

[構成員氏名]

印

[構成員氏名]

印

[構成員氏名]

印

別紙 1 事業計画

別紙 2 助成対象事業の概要

総事業費	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
助成金限度額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
助成期間	2021 年●月●日～2024 年 2 月 29 日
事業年度	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日
助成金の交付	資金提供契約書第 10 条のとおり

別紙 3 資金計画書

別紙 4 評価計画書

当事者変動の覚書（第●回）

本書末尾記名押印欄に記載の者（以下「本覚書当事者」という。）は、2021 年●月●日付け資金提供契約（以下「原契約」という。）の契約当事者が変動すること等について、以下のとおり、覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（当事者の変動）

第 1 条

本覚書当事者は、本覚書締結日以降、本覚書当事者が原契約の契約当事者であることに合意する。なお、本覚書当事者は、本覚書当事者中、本覚書締結以前から原契約の契約当事者である者については、その原契約上の地位に何ら変動がないことを確認する。

（原契約の効力）

第 2 条

本覚書当事者は、本覚書の締結による契約当事者の変更を除き、原契約の各条項が、引き続き従前どおりの効力を有することを確認する。

（その他）

第 3 条

原契約第 36 条及び第 37 条の規定は、本覚書に準用されるものとする。

本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙は、各々記名押印のうえ各 1 通を保有する。

●年●月●日

甲：

[所在地]

[法人名]

[役職・代表者氏名] 印

乙：

[所在地]

[法人名]

[役職・代表者氏名] 印

[構成員氏名] 印

[構成員氏名] 印

[構成員氏名] 印

[構成員氏名] 印

[構成員氏名] 印